

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき要求する性能

表示すべき事項		表示
1 構造の安定に関すること	1 - 1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)	建築基準法により確保される水準。
	1 - 2 耐震等級 (構造躯体の損傷防止)	建築基準法により確保される水準。
	1 - 3 耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	建築基準法により確保される水準。
2 火災時の安全に関すること	2 - 1 感知警報装置設置等級 (自住戸火災時)	建築基準法により確保される水準。
	2 - 2 感知警報装置設置等級 (他住戸等火災時)	建築基準法により確保される水準。
	2 - 3 避難安全対策 (他住戸等火災時・共用廊下)	建築基準法により確保される水準。
	2 - 4 脱出対策 (火災時)	建築基準法により確保される水準。
	2 - 5 耐火等級 (延焼のおそれのある部分 (開口部))	建築基準法により確保される水準。
	2 - 6 耐火等級 (延焼のおそれのある部分 (開口部以外))	建築基準法により確保される水準。
	2 - 7 耐火等級 (界壁及び界床)	建築基準法により確保される水準。
3 劣化の軽減	3 - 1 劣化対策等級 (構造躯体等)	等級 2

4 維持管理への配慮に関すること	4 - 1 維持管理対策等級 (専用配管)	等級 2
	4 - 2 維持管理対策等級 (共用配管)	等級 2
5 温熱環境に関すること	5 - 1 省エネルギー対策等級	等級 3
6 空気環境に関すること	6 - 1 ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレン対策(内装)	等級 4
	6 - 2 全般換気対策	建築基準法により確保される水準。
	6 - 3 局所換気設備	建築基準法により確保される水準。
7 光・視環境に関すること	7 - 1 単純開口率	建築基準法により確保される水準。
	7 - 2 方位別開口比	建築基準法により確保される水準。
8 音環境に関すること	8 - 1 重量床衝撃音対策	等級 2 または相当スラブ厚 15 cm 以上。
	8 - 3 透過損失等級	建築基準法により確保される水準。
	8 - 4 透過損失等級 (外壁開口部)	等級 2
9 高齢者等への配慮に関すること	9 - 1 高齢者等の配慮対策等級 (専用部分)	等級 3
	9 - 2 高齢者等の配慮対策等級 (共用部分)	等級 3